

「県民の日記念行事小瀬会場」出展計画書類

1, 2は、全団体に該当 ※出展する構成員ごとに作成すること

1 出展計画書、出展規模調、出展平面図（様式1-1～1-3）

2 小瀬スポーツ公園制限行為の内容（様式2）

県民の日記念行事小瀬会場において、山梨県都市公園条例第4条に規定する販売、展示、集会、チラシ等の配布、火気使用等の制限行為を行う者は、制限行為の許可が必要なため、別添様式に記載のうえ、実行委員会に提出すること。

※ 物品販売（制限行為）に対しては、山梨県都市公園条例第9条に規定する使用料が徴収されます。

○使用料 1日 600円×消費税

○占用料 1日1㎡ 44円×消費税（1㎡未満は切り上げ）

例）10㎡（3坪テント）出展の場合、1,040円/日×消費税

出展場所で火気器具を使用する場合に該当

3 出展テントでの対象火気器具等一覧表（様式1-4）

県民の日記念行事小瀬会場において、甲府地区広域行政事務組合火災予防条例に規定する「対象火気器具」を使用する者は、火災予防計画（実行委員会が消防本部に提出）の作成に必要なため、別紙「出展テントでの火気使用に係る留意事項について」に基づき、別紙様式により記載のうえ、実行委員会に提出すること。

なお、「対象火気器具」を使用する者は、火災予防条例の規定により、出展場所に「消火器」の設置が義務づけられているので遵守すること。

※ 使用に際して火炎や発熱が生じる器具（外見上、火が見えない物も含む）は、用途や熱源（電気、ガス、石油、木炭など）の種類に限らず、消火器の設置が必要な「対象火気器具」となります。

飲食物を提供する場合に該当

4 提供食品の概要（様式3）

県民の日記念行事小瀬会場において、食品の提供等を行おうとする者は、別紙「イベント等における食品取扱いの指導指針」に規定する食品の取扱いを遵守し、当該通知第3に基づく相談書（実行委員会が保健所に提出）の作成に必要なため、別添様式に記載のうえ、実行委員会に提出すること。

5 飲食物の提供の際の使い捨て食器の使用調べ（様式4）

飲食物を提供の際に、特別の理由のある場合を除き、リユース食器の使用等により、使い捨て食器の削減に取り組むこと。

飲食物を提供する場合は、別紙様式に記載のうえ提出し、特別の理由によりリユース食器使用が不可能なため、使い捨て食器を使用せざるをえない場合は、別紙理由書を提出すること。

- ※ リユース食器の利用促進のため、「デポジット方式」は行いません。
「デポジット金」を上乗せしての販売や、返却時に「デポジット金」を回収する必要はありません。

酒類提供及び販売を行う場合に該当

5 酒類提供及び販売に係る誓約書（様式5）

県民の日記念行事交流広場において、酒類提供及び販売を行おうとする者は、別に定める取扱方針により、誓約書を提出すること。